

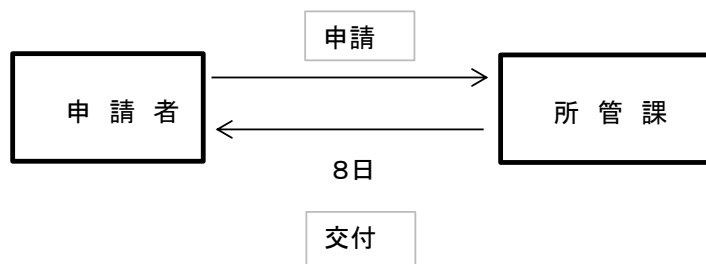
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 157

処 分 名	病院・診療所専属薬剤師設置免除の許可	
処 分 の 概 要	病院又は診療所に専属の薬剤師を置かないことを許可する。	
根 拠 法 令 名	医療法(昭和23年法律205号)	
条 項	第18条	
所 管 課	医事薬事課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	8日	
標準処理期間	計	8日
審査基準	未設定	
<p>【根拠法令等】</p> <p>医療法 第十八条 病院又は診療所にあつては、開設者は、厚生労働省令で定める基準に従い都道府県(診療所にあつては、その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市又は特別区)の条例の定めるところにより、専属の薬剤師を置かなければならない。ただし、病院又は診療所所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>医療法施行規則 第七条 病院又は診療所の開設者が、法第十八条ただし書の規定による許可を受けようとするときは、左に掲げる事項を記載した申請書を、病院又は診療所所在地の都道府県知事に提出しなければならない。 一 当該病院又は診療所の診療科名 二 病院であるときは、病床数 三 専属の薬剤師を置かない理由</p> <p>(参考) 医療法第十八条には、病院又は常時医師が三人以上勤務する診療所の開設者は、専属の薬剤師をおかなくてはならないことを規定し、都道府県知事が許可した場合には、この限りでないことが但書の規定となっている。 即ち、病院等の診療科目によっては、投薬の機会が比較的少なく、調剤の内容が極めて単純なものばかりの場合には専属の薬剤師をおかなくてよい許可をして差し支えないと解されるが、都道府県知事がこの許可を与えた場合、当該病院若しくは診療所の開設者は、全然薬剤師をおかなくてよいことを意味するか、或いは専属でない薬剤師を勤務せしめることを原則として要求されるのかその趣旨を承りたい。 又、薬事法に規定する薬局の管理薬剤師が専属でない薬剤師として当該病院、若しくは診療所に勤務するような場合は、薬事法第二十一条第二項の規定との関係は如何であるか、併せて御回示願いたい。</p> <p>回答 1 医療法第十八条但書の規定による許可を与えた場合は、必要に応じ非専属の薬剤師を勤務せしめるよう御指導相成りたい。 2 薬事法に規定する薬局の管理薬剤師が、非専属薬剤師として病院診療所に勤務することは薬事法第二十一条第二項違反である。なお、第二項については、薬務局と合議済であるから、念のため申し添える。 (昭和29年4月5日医収第132号愛知県知事あて厚生省医務局長回答)</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。